

利用日と利用時間

1. 休場日

当センターの休場日は、以下の年末年始の日程となります。

但し、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休場日を定める場合があります。

展示室・会議室の休場日 12月29日から同月31日まで 1月1日から同月3日まで

- 休場日のほかに全館の保守点検・修理・停電等により、施設の利用及び建物内への入場をお断りする日があります。
- 日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律に定める休日に展示室の利用がない場合は、会議室を休場日とする場合があります。

2. 開場時間

開場時間（催事の会期 来場者の入場時間）は、以下のとおりです。

展示室・会議室の開場時間は、最大9時から21時まで利用可能

- 展示室・会議室の利用が終了次第、21時前でも閉場、閉館となります。
- 開場時間外の利用については、次の「開場時間外の利用承認」に定める場合に限り、一定の延長利用ができます。
- 会議室の「午前」と「午後」の間の12時から13時と「午後」と「夜間」の間の17時から18時は利用できません。（連続での利用を除く）

3. 開場時間外の利用承認

展示室又は会議室の開場時間外の利用（以下「時間外利用」という。）を承認する事由及び時間は、原則として次のとおりです。時間外利用は、別途利用料金がかかります。

[時間外利用できる事由]

開場時間と接続して、

- ・見本市、展示会等の開催に係る展示品の搬入・搬出、点検、整備、入替え等
- ・展示品の装飾の設営、造作の取付け、会期最終日の撤去等

**時間外の利用時間 7時から9時まで／17時から20時まで
（会期最終日の夜間搬出利用の場合のみ）**

- ・展示室等の時間外利用を希望する場合は、予め「催物のあらましと利用内容」に記入し、事前の承認を受けてください。
- ・会議室の時間外利用（7時～9時のみ）については、展示室との併用に限り時間外利用ができます。
- ・会議室単独の利用申込みの場合、時間外利用はできません。
- ・20時以降は東京都環境確保条例第136条及び騒音に係る規制基準遵守のため、車両による1F、2F 荷扱場での搬出入作業はできません。